

平成27年2月15日

No.303

# 畜産会 経営情報

## 主な記事

- ① セミナー経営技術  
畜特推進指導事業における月次モニタリング手法の導入について  
水野 希海
- ② おらが故郷の経営自慢  
「安全と安心を届ける新ブランド豚肉で町おこし」—大利根の大地が育んだ豚  
「東の匠SPF豚」—東の匠SPF豚研究会(千葉県香取郡東庄町) 山田 哲郎
- ③ セミナー経営技術  
平成26年度酪農生産基盤維持緊急支援事業  
新規就農者・後継者層のネットワーク構築のための交流会  
(公社)中央畜産会
- ④ お知らせ  
各種補填金・交付金単価の公表について
- ⑤ あいであ&アイデア  
牛舎に無線監視カメラ—飼養管理の負担を軽減 細谷 賢二

## 公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2デューアイシービル9階  
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

## セミナー 経営技術

# 畜特推進指導事業における 月次モニタリング手法の導入について

公益社団法人中央畜産会 水野 希海

## はじめに

畜特資金の借り入れの際には経営改善計画書(以下、「計画書」)の作成が必要です。計画書の作成に際し、(公社)中央畜産会から「経営改善計画書エクセルシステム」(以下、「旧システム」)を提供しているところですが、この旧システムが平成25年12月に、「月次モニタリング」の機能を取り入れ、「経営改善計画書・モニタリングエクセルシステム」(以下、「新システム」)となりました(図1)。今回、新システムの運用開始から1年を迎えたことから、運用状況を調査するためにモニタリングの活用状況について、畜特資金の推進指導事業を行っている36道府県を対

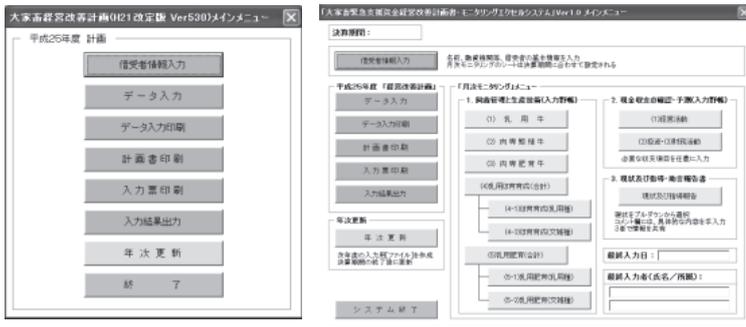
象に新システムの活用状況調査を行ったところ、関係機関の周知・理解や利用状況に差が見られたため、本稿では調査結果をもとに、月次モニタリングの必要性と注意点等について紹介します。

## 月次モニタリング手法導入の意義

### ① 経営改善計画書の作成

計画書は、融資機関や畜産協会等の県団体の指導の下で資金の借受者が自ら作成するものです。この借受者が中心となって計画書を作成するということが大事なことです。自ら作成することで現在の経営状況を見つめなおすと共に、無理のない計画を立て、一步一步着実に実行していくことが経営を立て直すた

(図1) 旧システムと新システム



クルを組み合わせせた「ローリング方式」となっていることに特徴があります。経営改善計画書の作成と計画見直し、経営状況の月次モニタリングを行うことにより、PDCAサイクルを実践することになり、継続的な改善を図ることにつながります。

めにも重要だからです。飼養管理技術や自給飼料生産技術などの生産技術は一朝一夕で身につくものではなく、習得・定着には時間がかかるものであることから、無理をせず着実に実行することが必要となってきます。一方で、融資機関はお金を貸すための計画を作る指導をするのではなく、借受者の経営改善を支援するための計画を作る指導を必要があります。そのためにも借受者の現状を見て、実際に農場で面談し、現在どこを改善したらいいのか、借受者が何を実行できるかを把握する必要があります。

②計画書の見直し（進捗状況の把握）

また、計画書は畜特資金融通事業実施要綱により5年間（都道府県知事が必要と認めるものについては10年以内で延長できる）毎年計画を見直すよう定められています。計画に対する改善の進捗状況や達成度合いを把握し、改善が進んでいない箇所の見直しを行い、次年度はどのような改善策を行ったらいいのか具体的な見直し計画を立てることによって、経営を立て直していくこととなります。

畜特資金の貸付方式は、PDCAサイクル（Plan【計画】-Do【実行】-Check【評価】-Act【改善】）と呼ばれる経営マネジメントサイ

③新システムの必要性

しかしながら、従来の1年1回の計画見直しでは、問題の発見が遅れたり、対応が後手に回るなど遅れがちになり、離農に至ってしまう借受者がありました。特に、資金繰りが厳しい借受者は生産資材価格や生産物の出荷量・価格のわずかな変動に対しても対応が厳しく、また1年通してでは収支がプラスでも、月ごとに見ると収支がマイナスとなっている月があったりするため、無理な計画外の未払い金や借入が発生したりするからです。

そこで、月ごとに計画の点検や評価ができるように計画書に「月次モニタリング」の手法を取り入れました。「月次モニタリング」とは飼養頭数などの生産状況や経営収支の動きを月ごとに追っていく（記帳していく）というものです。月次モニタリングを行うことは、問題点をいち早く発見し、対策を講じることにつながります。また飼養管理などの生産状況や経営収支などの経営情報を記帳する習慣が身に着き、見直し義務が終わった後においても自分で経営を管理することができるようになることが期待されます。

④新システムの活用

新システムではこの月次モニタリングを、作成した計画書を基本にして、前々年や前年の実績値や当年の計画値と比較しながら入力できるようにし、毎月計画との乖離を把握できるようにしました。借受者においては月次の予測と月次のモニタリングにより、経営管理をしっかりと行うと同時に、問題点を早期に把握し、対策を講じることが可能となりました。それと同時に、次年度の見直し計画をより実行性のあるものにし、より具体的な改善策を考案することにより一層改善効果が生じることにつながります。また関係機関ではこれらに加えて総括的な経営診断を実施し、生産性の向上と併せて、経営費の削減の可能性、生活費の削減の可能性について、借受者に必要な助言・指導を行うことができます。

月次モニタリングを行う際には、借受者は無理のない範囲で記帳できる項目から入力をしていき、慣れてきたら徐々に項目数を増やしていくようにします。また融資機関等の担当者は、借受者がどの項目なら記帳できるかを見極め指導していく必要があります。

## 月次モニタリングの実施状況

### ①新システムの利用状況

平成26年度の新規貸付においては、15県のうち1県（JA独自の様式で対応）を除き新システムを使っているという状況です。

また、見直し計画においては独自様式を用いている道県もあり、新システムを利用していない県が

数県あります。

前述したようにモニタリングを行うことは、経営管理、問題点の早期把握・早期対策ができ、経営を少しでもよくするために必要であることから、見直し期間が残っている借受者はもちろん、見直し期間が終わった借受者についても新システムにすることを望みます。また、新システムへのコンバート処理（旧システムを新システムにすること）を行っていないものは急いで連絡してください。コンバート処理はモニタリングシステムが使えるようになることに加え、旧システムではエクセルのバージョンを新しくした場合にシステムが使えなくなる（Excel2010以前で利用可能）こと、またコンバート処理が平成25年の計画書でしかできないことから急いで行う必要があります。

### ②月次モニタリングの実施状況

月次モニタリングの実施間隔を表1、2に示しました。

濃密指導借受者ではモニタリングを171戸（77.7%、対象借受者は220戸）で利用しています。しかしながら、49戸（22.3%）では今回導入したモニタリング手法をいまだ利用しておらず、また利用している借受者でも71戸

（表1）濃密指導借受者における月次モニタリングの実施間隔

総濃密指導借受者戸数	1カ月毎	2カ月毎	3カ月毎	6カ月毎	年1回	合計(戸数)割合(%)
220	10	20	22	48	62	171
	4.5	9.1	10	21.8	32.3	77.7

（表2）達成指導借受者における月次モニタリングの実施間隔

総達成指導借受者戸数	1カ月毎	2カ月毎	3カ月毎	6カ月毎	年1回	合計(戸数)割合(%)
420	0	0	16	44	153	213
	0	0	3.8	10.5	36.4	50.7

(32.3%) は年一回のモニタリングであり従来と変わらないという結果になっています。一方で毎月モニタリングを行っている借受者は10戸(4.5%)と大変少ない数となっています。各畜産協会においては、月次モニタリング手法導入の意義をしっかりと認識し、導入のための体制整備を図るなどして取り組みを強化してください。

また、達成指導借受者ではモニタリングを行っている借受者は213戸(50.7%、対象借受者は420戸)で利用していましたが、毎月や2カ月毎に行っている借受者はありませんでした。

従来の年1回の指導では離農する借受者が多くあったことから、借受者を一件でも多く改善させるためにもより一層の周知・理解が必要であり、特に濃密指導借受者においては、生産物や生産資材の少しの価格変化によって経営が悪化してしまう危険性もはらんでおり、事故や異常の早期発見、いち早い対応が必要となってくることから、短い間隔でのモニタリングが必要です。濃密指導借受者でなくても、経営を取り巻く環境の変化に対応しきれず、経営が悪化する可能性があります。月次モニタリングの対象は、原則では濃密指導借受者ですが、平成26年度より畜特借受者にならないための畜特指導を推進しているところであることから、是非とも濃密指導借受者でない借受者に対しても月次モニタリングを導入してください。

③月次モニタリング入力シートの活用状況

月次モニタリング入力シートの活用状況に

ついて表3、4、5に示しました。

「飼養管理と生産技術」の項目では、飼養頭数や生産物の販売量や代金を中心に、酪農では乳脂肪分率や無脂固形分率、体細胞数などの乳質について、肉用牛繁殖では出荷生体重や事故頭数、肉用牛肥育では導入頭数や価

(表3) 乳用牛及び肉専用種における「月次モニタリング入力シート」の活用項目

乳用牛 (17県)		肉専肥育牛 (13県)	
飼養頭数	17	飼養頭数	9
生乳販売量	17	導入頭数	9
生乳販売代金	17	導入体重	5
生乳単価	13	導入月齢	4
経産牛一頭当たり販売量	13	導入価格	8
平均分娩間隔	8	出荷頭数	9
乳脂肪分率	14	出荷生体重	5
乳蛋白質率	7	出荷月齢	7
無脂固形分率	13	出荷価格	8
乳中尿素対窒素	8	出荷枝肉重量	8
体細胞数	13	出荷枝肉単価	8
肉専繁殖牛 (5県)		事故頭数	7
飼養頭数	4		
子牛生産頭数	5		
子牛出荷頭数	4		
子牛出荷生体重	4		
子牛出荷日齢	3		
子牛出荷価格	4		
子牛事故頭数	4		

(表4) 子とり用めす豚及び肥育豚における「月次モニタリング入力シート」の活用項目

子取り用めす豚 (6県)		肥育豚 (8県)	
飼養頭数	5	飼養頭数	6
分娩腹数	5	子豚導入頭数	4
正常子豚生産頭数	5	子豚導入日齢	1
離乳腹数	4	子豚導入体重	1
離乳子豚頭数	5	子豚導入価格	1
子豚出荷頭数	2	肥育豚出荷頭数	6
子豚出荷日齢	1	肥育豚出荷生体重	3
子豚出荷体重	1	肥育豚出荷価格	5
子豚出荷価格	1	出荷枝肉重量	5
		出荷枝肉単価	5
		事故頭数	6

(表5) 「月次モニタリング入力シート」における「現金収支の確認・予測」の活用項目 (回答16県)

収入項目		支出項目				
販売代金	飼料費	家畜購入費	種付料	診療費	人件費	光熱費
16	7	5	5	4	4	5

格枝肉重量や枝肉単価について活用がされています。また養豚についても飼養頭数を中心に子とり用めす豚では分娩腹数、正常子豚生産頭数、離乳子豚頭数を中心に、肥育豚では子豚導入頭数や肥育豚出荷頭数および価格、出荷枝肉重量および単価、事故頭数を中心に活用されています。

「現金収支の確認・予測」の項目では収入項目として生産物の販売代金を中心に、支出項目では家畜飼料費、家畜購入費を中心に受精料や診療費のほか人件費や光熱費について活用が多い結果となっています。

今まできちんと記帳を付けていない借受者では月次モニタリングの項目について、いきなり全て記入するということが難しいですが（もちろん全て記入するということが望ましいが）、途中でやめてしまっただけでは元も子もありません。このデータを参考に自分で活用できる項目から記入していき、記帳の習慣が身に付くような指導をしてください。

## 計画見直しの優良事例

鹿児島県では、濃密指導、達成指導含めすべての借受者について知事が10年まで見直し期間を義務付けました。経営改善にはある程度長い期間を要し、見直しを5年で終わらせてしまうと畜特資金を借りているという認識及びその後の経営改善に対する意識が希薄になる可能性があります。そのため、経営改善計画を達成できなくなる可能性があり、延長を義務付けることとしたものです。

また、見直し期間の延長により借受者は飼

養管理技術や自給飼料生産技術などの生産技術の継続的な習得または向上をはかることにつながります。そして、10年の見直し期間終了後や畜特資金完済後でも安定した経営をすることが期待できます。

## 最後に

融資機関の担当者は、まず計画書が新システムになっているか確認してください。そして必ず月次モニタリングシートを出力し、借受者に渡してください。

借受者は、計画書の作成は融資機関任せにするのではなく、借受者自らが中心になって計画を立ててください。見直し計画も同様です。また、モニタリングデータの記入を機に記帳の習慣を身に付け、経営を観察・チェックし、問題が出た場合には早めの相談を行うようにしてください。月次モニタリングを面倒だとは思わずに実践し、融資機関・指導機関等に経営データを見せたり相談したりし、より一層の改善を図ることができるようにしてください。

融資機関や県団体の指導者はぜひ県内、管内の借受者の経営改善を効果的に実践するためにも鹿児島県のようにまず見直し期間を延長することを検討してください。また月次モニタリングを濃密指導、達成指導に関わらず1年1回ではなく月次で行うようにし、離農してしまう借受者を少しでも減らせるように指導内容の強化を図る必要があります。

（筆者：（公社）中央畜産会 資金・経営対策部 技師）

## おらが故郷の経営自慢

# 「安全と安心を届ける新ブランド豚肉で町おこし」

— 大和根の大地が育んだ豚「東の匠SPF豚」 —

東の匠SPF豚研究会（千葉県香取郡東庄町）

協同組合日本飼料工業会 山田 哲郎

平成26年度全国優良畜産経営管理技術発表会で農林水産大臣賞を受賞した「東の匠SPF豚研究会」の経営内容についてご紹介します。

### 経営管理・生産技術の特色

#### 1) 共通の目的を持った仲間づくり

「東の匠SPF豚研究会」の会長を務める高木敏行さんは、30年以上前から、消費者に信頼を得られる豚肉づくりを目指してSPF豚の生産に取り組んできましたが、消費者が安心して食べられる豚肉を効率的に生産拡大するため、平成3年に町内の養豚農家3人で「東庄SPF豚研究会」を立ち上げました。東庄町は、国内有数の配合飼料基地である鹿島に近いという立地条件と交通アクセスの優位性を活かした販売を追求するという目的で賛同者も増え、平成13年に10人の養豚経営者で「東の匠SPF豚研究会」（以下、研究会）を発足させました。現在では、研究会のメンバーは12人に増え、グループ全体の母豚の総飼養頭数は4300頭と約2倍、肉豚出荷頭数も9万頭と約3倍に増えています。

#### 2) 定期的な情報交換・研究会等の開催により生産管理技術の向上

研究会のメンバーは毎月1回、定例で各農家の繁殖成績や出荷成績等を持ち寄り、養豚

専門のコンサルタントを招いてアドバイスを受けて経営改善の検討会を行い、それらの生



毎月定例の生産検討会

産成績を共有することにより、各々がさらなる経営技術の向上に取り組んでいます。

分析項目は約30項目にわたり、繁殖部門の項目では、一腹当りの産子数、分娩率、離乳頭数、育成率等で、その分析結果に基づき各農家では、種付け頭数から出荷までを予測することにより年間の肥育豚の出荷計画を見直しして、経営計画の改善に結びつけています。

種雌豚1頭当たりの分娩子豚数は各農家とも10頭以上を確保しており、平均では12.1頭、離乳頭数も10.4頭、分娩回転率2.35、離乳率は95.5%、種雌豚1頭当たり出荷頭数は21.2頭と、いずれの成績も高い水準にあります。

平成18年以降、年間母豚1頭当たりの肥育豚出荷頭数は約20%（17.4頭⇒21.2頭、+3.8頭増）の伸びを示しています。

また、2ヵ月に1回程度、親子が揃って参加する研修会を開催して、生産者間の交流を活発

にして仲間意識を強固なものにしています。

### 3) 飼料の共同購入、種豚の統一によりブランド化を図り、有利販売を実現

個別農家の経営努力によりコストダウンを図るには限界があり、また、輸入飼料に依存する養豚経営の脆弱性をいかにして乗り越えるかという課題解決のため、飼料基地に近いという立地条件を活かして、統一した指定配合飼料を共同で購入するにより飼料購入コストの低減と生産効率の改善を図っています。

さらに、各農家が導入する種豚を統一することによって美味しい豚肉のブランド化を図り、高付加価値（枝肉単価で約15円/kg）販売を実現しています。また、肉豚の出荷時には生体体重を量ることにより、手取り係数（生体重×歩留り×販売単価）という独自の指標を取り入れて比較検討して販売価格の交渉を行い、販売先も11業者に分散させて公平に販売し、販売単価が一部の農家に有利にならないよう農家間で出荷を調整しています。

平成21年6月に特許庁より「東の匠SPF豚」の商標登録の認可を受け、東庄町の特産品とした新たな豚肉のブランドを誕生させました。東庄町での商標登録は、コカブの「ホワイトボール」に続いて2例目です。

### 4) 試食会を開催し、消費者に美味しい豚肉をアピール

「東の匠SPF豚」は、食感が柔らかくて臭みがなく、脂っこさが少ないうえ、冷えてもかたくならないことが特徴で、豚肉本来の味を消費者に分かってもらうよう給与飼料や飼育管理に研究努力を重ねています。そのため、

研究会では、メンバーの他に行政や食肉取引業者、消費者など40人程度が参加して、定期的に試食会を開催

し、におい、歯ざわり、固さなど、参加者の意見を聞きながら、より消費者の立場に立った豚肉の生産を目指しています。

また、行政機関等が行う消費者との交流活動にも積極的に参加し、販売促進活動に取り組んでいます。

### 5) 新たな生産技術の導入により生産コストの低減と生産性の向上

各農家とも飼養する豚は特定病原菌を持たないSPF豚に統一して、農場に入る際にはシャワー等を設置や衣服の着替えを行うことにより、疾病の侵入対策に配慮した飼養管理がされています。また、繁殖農場と離乳農場、肥育農場を離れた個所に設置することによって、PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）等の伝染性疾病の拡大と蔓延の予防対策に努めています。さらに、豚の飼養環境をコントロールすることの重要性を考慮して、繁殖豚舎はウインドウレス化を進めることにより繁殖成績等生産性の向上に努めています。

豚の交配にはAI（人工授精）を取り入れることによって、自然交配が主体の経営では、雄豚飼養頭数1頭当たりに対して、繁殖雌豚は13頭～15頭程度の飼養となっているのが通常であるが、研究会のメンバーでは、多い農家で雄豚1頭に対して繁殖雌豚は80頭、少ない農家



東の匠SPF豚販売促進活動  
（香取農業事務所 木内三男氏提供）

でも19頭となっており、これにより、管理労働力や飼料費の節減によるコスト低減が図られており生産性の向上にもつながっています。

## 6) 徹底した豚疾病等衛生管理対策により高品質豚肉の生産

養豚の生産現場では平成18年ごろから原因不明の疾病（豚サーコウイルス感染症）による事故率が増え、大きな問題となっていました。研究会では、いち早く民間コンサルタントに依頼して問題の解決を図るための検討会の開催や、家畜診療所、開業獣医師および家畜保健衛生所などとの情報交換を行って、ワクチンや薬剤等の効果的な使用方法を周知して疾病対策に取り組み顕著な成果をあげています。豚流行性下痢（PED）についても、12戸中9戸の農家で発生しましたが、各農家が疾病の発生状況を持ち寄って検討会を開催し、発生農家と未発生農家の衛生管理状況等の詳細な比較分析が行なわれ対応策を検討し、迅速な終息につながりました。

## 7) 養豚研修者の受け入れ

県農業大学校からの要請で、学生の短期研修や、動物薬品メーカー等からの新人研修を受け入れて、先進的な養豚経営の現場を体験させることによって、将来、畜産現場を担う人材育成の一役を担っています。

## 地域への貢献



### 1) 環境保全と耕畜連携等について

平成13年から16年度にかけて、東庄町では国庫事業の資源リサイクル畜産環境整備事業を実施しました。「東の匠SPF研究会」の構成

員10人を含む畜産経営体23戸が参加し、共同でふん尿処理施設を整備しています。10戸の農家は、これらの共同処理施設と個人での処理施設を合わせて利用しています。残りの構成員2戸についても個人でふん尿処理施設を所有しており、いずれも家畜排せつ物の処理は適切に行われています。

また、平成20年以降には、各戸の飼養規模拡大にともない、ふん尿処理施設の増設と機能向上を行っており、平成20年～25年には、構成員うち4戸が新たに堆肥保管庫を設置し、2戸が浄化処理施設の機能を向上させて先進的な取り組みにより環境負荷を減らすことに尽力しています。生産された堆肥は主に近隣の野菜農家等に供給されており、臭気の苦情も見られません。さらに、構成員すべてが個人または共同で千葉県堆肥利用推進ネットワークに加入しているため、近隣農家のみならず、県内全域の耕種農家へ堆肥を供給できる仕組みとなっています。

### 2) 男女共同参画社会への取り組み

12戸のうち法人経営が2法人、個人経営は10戸で、個人経営のうち5戸が家族協定を締結しており、それぞれが経営の中で役割分担を明確化した上で将来の経営計画を立てた経営が実践されています。

### 3) 家族経営の改善を推進する取り組み

「東の匠SPF豚研究会」では全構成員が、作業に従事する後継者には給与を支給しており、家族協定を締結している5戸については、経営の中で役割分担を明確化して、個々人が共同経営者としてやりがいと自覚をもって経

営に取り組んでいます。また、「東の匠SPF豚研究会」が主催して開催する研修会へ親子が揃って参加することによって、家族同士が経営に取り組む意識の共有化が図られています。

## 将来の方向性

### 1) 次世代への継承（経営の継続性）

経営者の年齢構成は60～70歳台が3人、50歳台が5人、40歳台が4人、平均年齢は53歳で、年齢が若い経営者は既に経営継承が済んでおり、60歳代の経営者では20代から30代の後継者が定着して、養豚経営の将来を担ってさらなる発展をめざしています。

### 2) 今後の経営計画

- 1 TPP交渉の結果いかんでは、今後、厳しい経営状況が予想されることから、個々の経営においては、さらなる経営成績の向上を図り、余力のある経営においては飼養規模の拡大を図ることも検討し、魅力のある養豚経営を確立することとする。
- 2 生産成績の低位農家を底上げすることにより、経営間における生産成績の格差をなくしてレベルアップをはかり、生産技術の平準化をめざす。
- 3 後継者も定着しているので、優秀なリーダーを育成するとともに、生産者相互で共助し合いながら、研究会の事業内容をさらに充実してグループの中から養豚経営を中止することのないよう各自が自立した経営を確立する。
- 4 法人経営になっていない経営では税制面等を考慮して法人経営への移行も検討する。

- 5 HACCPもクリアして海外への輸出販売を目指す。

## 経営への支援活動

### 1) 県・町の支援活動

地域の農業指導機関である香取農業事務所では、家族経営協定の締結を推進して、「東の匠SPF豚研究会」構成員の経営が健全に運営されるよう支援するとともに、東庄町と連携して、規模拡大時における資金面での相談や経営計画の立案及び国・県が計画する経営改善のための補助事業実施のためのアドバイス等を行っています。

### 2) 地域の農協の支援活動

「東の匠SPF豚研究会」事務局は地元の農協（JAかとり東庄経済センター）に置かれており、担当職員が、検討会や研修会の開催の準備、データの収集分析などを行って会の運営を支援しています。

### 3) 配合飼料メーカー等関係団体の支援

配合飼料メーカーについては、配合飼料補てん事業における契約時の契約文書作成や飼料価格改定時の情報提供、養豚経営安定対策事業における申請書類の作成支援など、その都度、経営者の要請に応じた支援が行われています。

### 4) 民間畜産コンサルタントの支援

毎月1回各農家の成績を持ち寄り、畜産専門のコンサルタントから分析結果に基づいたアドバイスを受けて、生産計画等の修正が行われています。

（筆者：協同組合飼料工業会振興部長）

## セミナー 経営技術

# 平成26年度酪農生産基盤維持緊急支援事業 新規就農者・後継者層のネットワーク構築のための交流会

公益社団法人中央畜産会

都府県の酪農経営は消費地に近いところでの生乳生産・供給を担っており、耕畜連携による地域の農業への関与や関連産業での雇用創出など、地域経済全体をみても重要な役割を果たしています。しかし北海道に比べて土地資源が限られており、輸入飼料価格や生産資材等の生産コストの高騰、担い手不足などを背景に厳しい環境下にあり、農家戸数は年々減少し、その維持・回復は喫緊の課題となっています。

そのためには、都府県の新規就農者・後継者層が「都府県での酪農経営の意義」を認識し、経営に対するモチベーションを上げ、地域資源（畜産経営の仲間、支援機関、流通業者、耕種農家や他業種、地域住民等）、経営資源（土地、家畜、労働力、施設等）を有効活用できる、自立した「経営者」としての意識を高める必要があります。

そこで中央畜産会では平成26年度酪農生産基盤維持緊急支援事業を実施し、新規就農者・後継者層のネットワーク構築のための交流会を2月6日に東京都内で開催しました。当日は東北から沖縄まで35人の酪農生産者と16人の支援者が出席。東京大学大学院経済学科の矢坂雅充准教授による基調講演と、3人の酪農生産者からの話題提供が行われ、それをもとにした意見交換が実施されました。その内容を要約して掲載します。

### 基調講演「都府県の酪農経営の意義」

東京大学大学院経済学科准教授・矢坂雅充氏

都府県酪農の意義を大きく分けると、①フレッシュミルクの供給、②酪農生産のセーフティネット、③酪農の多面的価値、④酪農生産力の防波堤、の4つの視点が考えられます。

まず、①フレッシュミルクの供給ですが、欧米では「ミルク」というとチーズやヨーグルトなどの乳製品が中心である一方、日本は飲用が主流で、鮮度を重視する食文化があり、パステライズ牛乳が好まれる傾向があります。そのため、生乳の需給調整は重要であり、消費地のニーズに併せてフレッシュな生乳を安定供給するためにも、都府県酪農は重要な役割を担っています。

また、チーズの中でもモッツアレラやカッテージチーズのようなフレッシュチーズは賞味期限が短く、大手企業が大量生産するものではなく、酪農家が生産

するチーズに可能性があるのではないのでしょうか。地域の特色を生かしたさまざまなフレッシュチーズが生まれて消費されるようになれば、都府県の生乳需要はさらに高まり、次のステージに上がるのではないのでしょうか。

次に②酪農生産のセーフティネットとしての機能ですが、突発的な市場環境の変化に対応するためにも、多様な地域・スタイルの酪農経営が存在していることがリスクヘッジに



つながります。わが国では牛乳・乳製品は日常食として定着しており、最近のバター不足のように、供給がストップするとパニックに陥る傾向にあります。緊急輸入では難しい迅速な対応のためにも、都府県酪農の需給調整機能は重要です。

③酪農の多面的価値ですが、ここでいう「価値」というのは抽象的な価値ではなく、消費者の生活に浸透していて、無くなると困るという存在です。消費者がそばにいるということはメリットである一方、ふん尿処理などの環境対策をしっかりとやらないと、畜産公害といわれることもあり、都市近郊酪農にとってメリットであり制約でもあるのです。また、酪農経営は関連産業に支えられており、最近では稲作農家との連携により農地を保全する役割や、堆肥販売、WCSの購入を通じての相互扶助の役割など、酪農経営の多面的な価値はますます広がっています。さらに、酪農教育ファームや牛乳・乳製品を使った料理教室などを通じて、消費者が酪農と接点を持つことで、酪農生産への理解や共感につながっていきます。

最後に④酪農生産力の防波堤は、個別酪農経営から酪農経営グループへの回帰が求められる時代だと思えます。コントラクター組織など飼料生産の効率化、集送乳経費の削減など、共同で行うことのメリット、仲間がいることで情報交換ができ、新しいことへチャレンジする活力にもなるのではないのでしょうか。

経営者の皆さんが酪農経営に誇りをもち、魅力的な酪農をまわりに発信してもらいたいと期待しています。

## 【話題提供者①】

柴田 瑞穂さん（秋田県由利本荘市）



平成12年に就農。経産牛76頭、未経産牛40頭、56haの草地で自給飼料を生産。高い粗飼料自給率で乳飼比30.7%の低コスト生産を実現、牛群改良に

積極的に努め、長命連産型経営を目指している。

牛にはいつも同じ環境を提供することを心がけています。それによって牛たちの異変にも気がつくし、ストレスも減少できる。また、牛の状態は些細なことでも口に出すようにして個体管理の情報共有にも努めています。以前は県外から初妊牛を導入したこともありますが、環境になじまず短期間で廃用になってしまうことも多く、長命連産で泌乳持続性のある牛群改良に努め、その成果を確認するために、共進会にも積極的に出品しています。

## 【話題提供者②】

高橋 実さん（山形県飯豊町）



平成11年に就農。経産牛54頭、未経産牛21頭（初妊牛と育成牛は北海道に預託）、自給飼料面積12ha。農場HACCPにも

取り組み、疾病予防やカウコンフォートに努め、長命連産を目指している。

私の経営哲学は「学ぶ事は真似る事」。講習会や視察を通じて知り合った酪農家が実践している知恵や技術を、自分の牧場に置き換えて改善しています。そこで得た知識は、自分で実行してみて初めて自分のものになり、より深く理解できるようになると考えています。安定した自給飼料の確保のために、堆肥

を草地に還元するほか、稲作農家と連携して稲わらと交換し、耕畜連携による資源循環型酪農を実現しています。改善点については課題を明確にし、例えば繁殖成績向上のために多回授精回数の減少、分娩間隔の短縮や周産期の管理、飼料設計の見直しなど、何をすべきか具体的な手法を挙げるように努めています。

### 【話題提供者③】

北村 克己さん（愛知県西尾市）

平成13年に就農。経産牛60頭、繁殖和牛6頭、ジャージー牛1頭を飼養。平成21年に近隣の酪農家と合同会社「酪」を設立。プリンやチーズなどの乳製品生産にも取り組んでいる。



農場のある西尾市は名古屋市や豊田市から近く、都市近郊型の酪農経営です。愛知県は自給飼料生産に向かない気候条件で、購入飼料に頼らざるを得ない厳しい環境の中、酪農の価値を高めるために、魅力ある酪農を目指しています。その手段の1つとして、近隣の酪農家と合同会社「酪」を設立し、ソフトクリームやプリン、チーズの生産を行い、道の駅などで販売しています。「酪」の商品はネット販売や都市部への販売を行わず、西尾市のみで販売しています。地域で一番になれば必然的に認知度が高まってくると思っているからです。また、消費者との連携も重要で、搾乳体験や哺乳体験、チーズづくりなどを通じて、酪農の魅力を発信しています。さらに、地域住民と一緒にイベントの開催など、地域と一体となった経営を展開すること

で、酪農の価値を高めていきたいと考えています。

## 意見交換会



意見交換会では、事前に寄せられた質問をもとに話題提供者と会場からのコメントを中心に意見交換が行われました。

### Q1 もうかる酪農経営の実現には何が必要か？

**高橋** 長命性を求める牛づくりと、配合飼料に頼らない経営のための牛づくり、草づくり、土づくりをもっともっと追求していきたい。

**北村** もうかっている牧場をみると人と違うことを実践している。酪農経営はまだまだ可能性があり、優れた経営に学ぶことは大きい。

**信戸一利係長（農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課）** 国においては、畜産クラスター関連事業で地域の中心的な経営に対して手厚い予算が措置されているところである。その他に、これまでも暑熱対策やカウコンフォートに加えて、今年は乳房炎対策にも予算がつき、都府県の酪農家の方にも使いやすい予算を措置してきた。今後も生乳生産を維持することを支援したい。

### Q2 経営継承にあたり、経営技術や生産技術をどのように受け継いできたか

**柴田** 私は小さい頃から牛舎で育ってきて、親子の自然な会話のなかでどのように牛をみていくのか受け継いできたように思う。

**高橋** 父の経営をまねしながらやってきたが、同じトラブルが続くと、自分の中で改善していきたいという思いが湧いてきて、父と衝突することもあった。そういう時には、具体的に数字を出して説明して納得してもらう。



**北村** 父だけの考え、自分だけの考えにならないように、獣医師やETの先生、経営コンサルタントなど、牧場の経営に関わるさまざまな人たちからアドバイスをもらい、いい情報を取り入れていくようにしている。

### Q3 コスト削減の取り組み

**柴田** 飼料添加剤を極力使わないようにしている。また、近隣から醤油かすをもらえるので、それを飼料に取り入れている。

**高橋** 地元の組合でコントラクター組織があり、そこからWCSを購入している。WCSは嗜好性が高く、夏場の採食量が減る時期でもうまく利用することで飼料コストを抑えることができる。

**北村** 愛知県では自給飼料生産は難しいが、その分、衛生対策に重点を置いて牛を健康に飼い、分娩間隔を短縮するなどの方法でコスト削減を図っている。

**首藤祐作さん（大分県大分市）** 100%購入飼料であるが、一昨年から食品残さを搾乳牛、育成牛にも給与し、コストダウンを図っている。

### Q4 従業員の人材不足とモチベーション向上のために

**柴田** うちにも従業員はいるが、経営に対するモチベーションが家族とはまったく違うのは仕方ないと思う。従業員にそれを求めるならば、マニュアル化して、最初に農場に入った時に教えるのがいいと思う。

**北村** 近くに農業大学校があり、そこで1ヵ月研修してもらおう。長く働いてもらうために、子牛の管理を任せたり、資格をとらせたりして、目標ややりがいを持ってもらうようにしている。

**武本真宗さん（鳥取県倉吉市）** うちは従業員が3人いて、自由な発想、提案をしてもらい、なるべくそれに応えるようにしている。許容範囲で経験を積んでもらい、主体性を持たせている。

**山本真也さん（鳥取県西伯郡）** 従業員の女性に搾乳を担当してもらっている。ローテーションにして週2回、午後は休みをとってもらうなど、労働時間を短縮したり、子牛の哺育、育成をすべて任せて責任感をもってやってもらっている。

### Q5 6次産業化のメリットとデメリット

**北村** 目に見えるメリットとしては、人と関わるが増えることで、自分たちのやっている仕事を外に発信していける。生産だけのときは内側に抱え込むことがあったが、外に発信していくことはやりがいにもつながるし、夢もさらに大きく描けるようになった。デメリットは補助金を使って多額な設備投資をすると大変なことになってしまう。理念をしっかりとって段階を分でやらなければ「6次残業化」になってしまう。生産基盤があつての加工・販売だと考えている。

### 最後に…都府県酪農を盛り上げるために

**矢坂** 仲間が増えることで情報交換もできる。同じ仲間同志ではなく、いろいろな仲間と一緒に活動することで、視野が広がるし、時には中小企業同友会のように、異業種の仲間とつきあうことで新たな選択肢が生まれることもある。今回の交流会をきっかけに、酪農の輪が広がってくれればいいと思う。

## お知らせ

## 各種補填金・交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の補填金単価について〔平成26年10・11・12月分〕

平成26年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）第6の補填金単価（確定値）については、下記のとおりです。

なお、平成26年10・11月に販売された交付対象牛に適用する同要綱附則9の精算払の額については、下記の確定値と概算払の補填金単価の差額となります。

## 記

(表1) 全国

販売月	肉専用種 (地域算定県を除く)	交雑種	乳用種
平成26年10月確定値 (概算払)	— (—)	33,400円 (29,600円)	64,200円 (60,300円)
11月確定値 (概算払)	— (—)	22,200円 (18,500円)	48,500円 (44,800円)
12月確定値	—	29,600円	54,800円

(表2) 地域算定県（肉専用種）※

販売月	広島県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	鹿児島県
平成26年10月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
11月確定値 (概算払)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
12月確定値	—	—	—	—	—	—

※ 各県の算定結果です。

注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：平成26年度より、平成26年4月に販売された交付対象牛から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。精算払については、四半期の最終月の補填金交付とあわせて行います。

注3：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円を控除した額としています。ただし、1,000円未満の場合は概算払を行いません。なお、配合飼料価格安定制度の平成26年度第1四半期の補填状況については、下記のホームページをご参照ください。

一般社団法人全国配合飼料供給安定基金 ([http://www.esakikin.or.jp/oshirase\\_20140710.pdf](http://www.esakikin.or.jp/oshirase_20140710.pdf))

一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金 ([http://www.tikusankikin.com/kouhujoukyou\\_26.html](http://www.tikusankikin.com/kouhujoukyou_26.html))

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金 ([http://www.zennikki.or.jp/buz/buz\\_01\\_01.html](http://www.zennikki.or.jp/buz/buz_01_01.html))

注4：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

注5：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分からと畜経費を算入しています。

注6：平成26年4月分から、消費税抜きで算定しています。

## 2. 肉用子牛の平均売買価格及び生産者補給金交付単価〔平成26年度第3四半期〕

農林水産省は、平成27年1月20日官報で、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の平成26年度第3四半期（平成26年10月から12月まで）の平均売買価格及び補給金単価を表3の通り公表しました。

（表3）肉用子牛の平均売買価格及び補給金単価

単位：円／頭

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		329,000	300,000	215,000	128,000	195,000
合理化目標価格		275,000	253,000	145,000	87,000	143,000
26年度 第3四半期	平均売買価格	591,300	521,300	377,700	159,500	346,000
	補給金単価	—	—	—	—	—

## 3. 肉用牛繁殖経営支援事業に係る四半期別品種区分別支援交付金単価〔平成26年度第3四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成26年度第3四半期における販売又は自家保留された肉用子牛に係る肉用牛繁殖経営支援事業実施要綱第3の4の(1)に規定する支援交付金の単価を表4の通り公表しました。

（表4）肉用子牛の平均売買価格及び支援交付金単価

単位：円／頭

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
①保証基準価格	329,000	300,000	215,000
②26年度第3四半期平均売買価格	591,300	521,300	377,700
③発動基準	420,000	380,000	280,000
④支援交付金単価 (③-② (②<①の場合は①))×3/4	—	—	—

注：100円未満切り捨て

## 4. 養豚経営安定対策事業の養豚補填金単価〔平成26年度第1・2・3四半期〕

（独）農畜産業振興機構は、平成26年度第1・2・3四半期に販売された交付対象の事業対象肉豚に適用する養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の(7)の(ア)の(ア)の養豚補填金単価を表5の通り公表しました。

（表5）養豚補填金単価の算定

単位：円／頭

平均粗収益 (A)	41,022
平均生産コスト (B)	35,619
差額 (C)=(A)-(B)	5,403
補填金単価 (C)×0.8 (注)	(A)>(B) 補填なし

注：100円未満の場合、補填金単価を設定しない。10円未満切り捨て。

## あいであ &amp; アイデア

## 牛舎に無線監視カメラ——飼養管理の負担を軽減

NOSAI宮城 細谷 賢二

## はじめに

「作業が随分楽になった」と話すのは、宮城県村田町の肉用牛繁殖農家・小原典城（おぼらもりしろ）さん（55才）。繁殖雌牛18頭、子牛13頭を飼養する小原さんは、牛の様子を自宅で確認するため、監視用カメラを畜舎に設置して事故防止と管理労力削減に役立てています。

## 用途を絞って経費を削減

牛舎用の監視カメラの導入は10年ほど前にも検討しましたが、当時は今の10倍くらいの価格だったそうです。畜舎専用の監視カメラも販売されていますが、牛舎全てを監視するには大掛かりな設備となります。

繁殖農家の経営のリスクとして大きいのは、子牛の分娩や管理です。現在の子牛平均価格は1頭60万円に近く、事故で死亡すると経営に大きな影響を与えます。

そこで、分娩前後の牛や難産になりやすい牛、生後間もない子牛を見守ることに監視の対象を絞り込み、出来るだけ安価な導入を検討しました。

この結果、監視対象は1牛房のみとして、1台のカメラで監視ができるようになりました。また、カメラの方向を動かすという必要も無いために、一般用の監視カメラでシンプルに構成することができました。

## 工夫のポイント

- ① 監視カメラは牛舎に設置するため「防塵（ぼうじん）・防水」仕様
- ② 夜も監視するためカメラは赤外線対応
- ③ カメラの撮影方向は手動で変えることで低コスト化



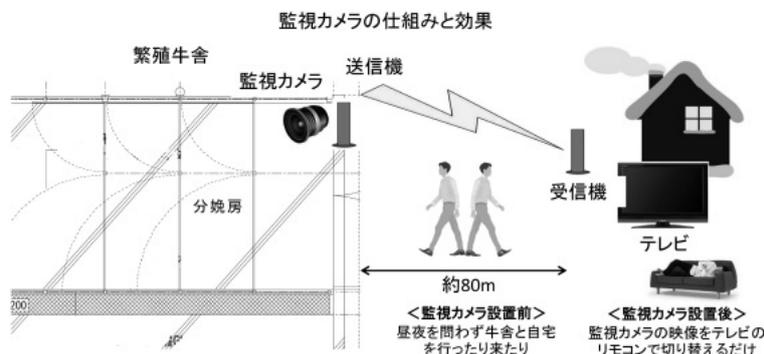
分娩房に用途を絞った監視カメラ



市販品で経費を節減



小原典城さん



- ④ パソコンなどを介さない無線方式でシステムを簡素化
- ⑤ テレビに直接映像を表示することで操作を簡略化
- ⑥ 市販の無線カメラを流用することで経費を削減

## 注意ポイント

無線方式は、電波の届く距離の制限を受けやすいので、自宅と畜舎の距離と無線機器の能力に注意が必要です。同じ仕様でも実際の能力は異なることが多く、障害物などの影響も受けやすいため、周囲の導入実績や詳しい人に相談してください。

小原さんは、導入にあたってNOSAI宮城県南家畜診療センター 渡辺昭夫所長からアドバイスを受けて実施しました。

## 効果は絶大

「服を着替えて畜舎へ様子を見に行く作業を一晩中繰り返さなければならなかった。その苦労が軽減されただけでも随分違う」と小原さん。分娩時の事故は絶対に避けたいので、分娩が近くなると何度も牛舎と自宅を行き来することになり、特に冬は寒いので大変です。

監視カメラのおかげで、監視作業が楽になっただけでなく、分娩兆候や異常分娩の見逃しが減ったことで、経営的にも大きなメリットがありました。

## 製作費は3万円から

小原さんが要した製作費は、防水・防塵仕様のカメラ約2万円と、無線の受信機約1万円。牛舎と自宅の間で、無線による映像の送受信が安定的にできるかどうか、カギとなります。

「以前より随分安くなり、手が出るようになった。安心料として割り切っている」と小原さん。牛舎の監視カメラを導入する事例も増えてきていますが、ねらいを絞って工夫することで安価で役立つ機器の製作が可能です。

(筆者：宮城県農業共済組合連合会 企画情報課)

記事企画取材協力 農業共済新聞